

公認スポーツ指導者登録手続き

- ① 公益財団法人日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者登録規程
- ② 登録とは
- ③ 指導者マイページについて
- ④ 登録の流れと事務手続きについて
- ⑤ 更新研修について
- ⑥ 復活登録について
- ⑦ 登録料について
- ⑧ スポーツ指導者育成事業交付金について

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）公認スポーツ指導者制度第6条に基づき、公認スポーツ指導者の登録及び認定に関することについて定める。

(登録)

第2条 登録は、次の条件のいずれかを満たしたとしてJSP0が認めた者が個人で申請するものとする。

- (1) 公認スポーツ指導者養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了し、公認スポーツ指導者として必要な資質能力を身に付けた「新規登録」対象者
 - (2) 公認スポーツ指導者として認定されている者のうち第6条に定める「更新登録要件」を満たした「更新登録」対象者
 - (3) その他、登録の要件を満たした者としてJSP0が特別に認めた者
2. 前項各号いずれかの条件を満たした場合でも、JSP0倫理規程第4条に違反する行為があったとしてJSP0が認めた時は、その権利を失うものとする。
3. 登録は、公認スポーツ指導者制度に定める資格毎に行うものとする。
4. 登録にあたっては、第3条に定める登録料を納めるものとする。

(登録料)

第3条 登録料は、全資格者共通の基本登録料及び資格毎に設定する資格別登録料の合計金額とする。

2. 前項に加え資格毎に、その初回の登録に際して初期登録手数料を納めるものとする。
なお、第7条第6項に基づく「復活登録」に際しても初期登録手数料を納めるものとする。
3. 公認スポーツ指導者として認定されている者が新たな資格を登録する場合（以下「資格追加」という。）は、前項の初期登録手数料に加え、新たな資格の資格別登録料を納めるものとする。
新たな資格がすでに認定されている資格（以下「既認定資格」という。）と同一競技・種目における上位資格の場合（以下「資格昇格」という。）の資格別登録料は、昇格前と昇格後の資格別登録料の差額とする。
なお、第5条に基づく当該資格の有効期間が4年間に満たない場合の資格別登録料は、当該期間に応じた金額とする。
4. 基本登録料、資格別登録料及び初期登録手数料の金額は別に定める。
5. 登録料を変更する際は、事前に告知するものとする。

(手続き・認定日)

第4条 登録に係る手続き（以下「登録手続き」という。）及び認定予定日は、第2条に定める対象者に対しJSP0が案内する際に明示するものとし、認定予定日以前の所定の期間内に登録手続きを完了した場合、当該予定日を認定日とする。

2. 所定の期間内に登録手続きを完了しない場合は、登録する権利を失うものとする。
ただし、第6条及び第7条に定める要件を満たした場合は、登録する権利を与えるものとする。
3. JSP0 倫理規程第4条に違反する行為が疑われ、JSP0 が当該指導者を事実認定の対象とした場合、当該指導者がその旨を記載した JSP0 からの通知を受理した時点から当該事案に伴う処分内容を記載した JSP0 からの通知を受理するまでの間、当該指導者からの登録手続きは受理しない。
4. 認定の起算日は、4月1日又は10月1日とする。

(有効期間)

第5条 資格の有効期間は認定日から4年間とする。

2. 公認スポーツ指導者として認定されている者が新たな資格を登録する場合（「資格追加」又は「資格昇格」）は、当該資格の認定日から既認定資格の有効期限までを当該資格の有効期間とする。

ただし、当該資格の認定予定日と既認定資格の「更新登録」に伴う認定予定日が同日の場合の有効期間は、当該資格の認定日から4年間とする。

(更新登録要件)

第6条 有効期間満了に伴う「更新登録」にあたっては、有効期限の6か月前までに、資格毎に JSP0 又は JSP0 加盟団体等の定める更新研修を修了するなどの要件を満たさなければならない。

2. 更新登録の要件を満たした場合は「更新登録」の対象となる。

(保留・無効)

第7条 第4条に定める登録手続きを行わなかった場合、「新規登録」（「資格追加」又は「資格昇格」を含む）の場合は「未登録」、「更新登録」の場合は「未更新」として当該資格の認定を「保留」とする。

2. 「保留」とする期間は最短6か月間、最長1年間とする。
3. 「未登録」の場合、「保留」期間中は登録する権利が与えられ「新規登録」の対象となる。
4. 「未更新」の場合、「保留」期間中の認定起算日前日の6か月前までに前条に定める更新登録要件を満たした場合は、登録する権利が与えられ「再登録」の対象となる。
5. 「保留」期間を超過した場合は、登録する権利を「無効」とする。
6. 「無効」の場合は、資格毎に JSP0 又は JSP0 加盟団体等の定める復活登録要件を満たすことにより、登録する権利が与えられ「復活登録」の対象となる。

(辞退)

第8条 第5条に定める有効期間内に、資格の「辞退」を希望する場合は、JSP0 所定の方法により公認スポーツ指導者本人又は代理人が手続きするものとし、本人の意思を確認できる場合に限り受理する。

2. 「辞退」の理由がいかなる場合であっても、納入済の登録料は返還しない。
3. 「辞退」した資格の登録を再び希望する場合、当該希望日が「辞退」以前の資格有効期限以前の場合は、再び当該有効期限まで公認スポーツ指導者として認定する。「辞退」以前の資格有効期限を超過している場合、当該有効期限から1年以内の場合は第7条第4項、1年経過している場合は第7条第6項に定める要件を満たすことにより、登録する権利が与えられ、それぞれ「再登録」、「復活登録」の対象となる。
4. 公認スポーツ指導者にJSP0倫理規程第4条に違反する行為が疑われ、JSP0が当該指導者を事実認定の対象とした場合、当該指導者がその旨を記載したJSP0からの通知を受理した時点から当該事案に伴う処分内容を記載したJSP0からの通知を受理するまでの間、当該指導者からの「辞退」申請は受理しない。

(登録証・認定証)

第9条 第4条に定める登録手続きを完了した者を公認スポーツ指導者として認定し、「登録証」を交付する。

2. 資格毎にその初回の登録に際しては、「認定証」を交付する。

ただし、スポーツドクター及びスポーツデンティストは、「更新登録」に際しても、「認定証」を交付する。

(登録番号)

第10条 公認スポーツ指導者には、7桁の数字を用いた登録番号を付与する。

(個人情報等)

第11条 公認スポーツ指導者の個人情報は、JSP0個人情報保護方針に基づき、JSP0及びJSP0加盟団体等にて共同利用する。

2. その他、個人情報取り扱いの詳細については、別に定める。

第12条 公認スポーツ指導者は、住所、連絡先等の登録情報に変更があった場合、指導者マイページ、書面、電話等により直ちにJSP0又はJSP0加盟団体等に届け出なければならない。

(その他)

第13条 公認スポーツ指導者資格のうちスポーツリーダーの認定及び認定に伴う登録に関するについては、別に定める。

2. JSP0が認めた一部の資格・競技の認定及び認定に伴う登録に関するについては、当該資格・競技を協同認定するJSP0加盟団体等の定めによるものとする。

(変更)

第14条 本規程は、JSP0指導者育成専門委員会の議決により変更することができる。

(雑則)

第15条 本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則 本規程は、平成元年4月1日から施行する。

本規程は、平成7年10月1日から施行する。

本規程は、平成17年4月1日から施行する。

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

本規程は、平成26年7月23日から施行する。

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

本規程は、平成31年4月1日から施行する。

2. 登録とは

◇登録とは

資格を取得したスポーツ指導者が、それぞれの指導現場でより良い指導を行うことができる環境整備を目的に、日本スポーツ協会では指導者の「登録管理」を行っています。

「登録管理」を行うことで、スポーツ指導者に必要な情報の提供、資格取得後の活動サポート体制の構築、または各指導者の資質向上や社会的地位の確立に向けた取り組みが可能となっています。

◇資格の登録と認定

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度では、「公認スポーツ指導者の認定は、別に定める登録規程により、登録手続きが完了した者を対象とする。(同制度第6条)」としており、養成講習会等の修了者であっても、登録手続きを行わなければ資格は認定されません。

また、資格の有効期間は4年間と定められており、4年ごとに更新登録手続きが必要です。有効期限を過ぎても更新登録しない場合には、公認スポーツ指導者の資格を失うこととなります。

◇「公認スポーツ指導者管理システム」について

公認スポーツ指導者の登録管理にはインターネットを利用した「公認スポーツ指導者管理システム」を導入しています。

このシステムは、養成講習会の申し込みから受講管理、資格取得済みの公認スポーツ指導者を検索したり、各種帳票を作成することなどが可能です。これにより、加盟団体においても登録指導者の検索、名簿作成、研修会参加実績の入力、宛名メールシール作成、住所変更等が可能になっています。

このシステムは都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体の他、中央競技団体の希望があれば都道府県競技団体も利用可能となります。

3. 指導者マイページについて

◇指導者マイページとは

「指導者マイページ」は、インターネット上で養成講習会の申し込みや登録情報の確認・変更、登録・更新手続きが行えるインターネットサービスです。

◇指導者マイページで出来ること

- (1) 養成講習会の申し込み
- (2) 登録状況の確認（受講状況、保有資格、保有状況、有効期限、更新研修受講実績等）
- (3) 所属・住所・連絡先変更
- (4) 更新研修の検索、申込み

*検索、申込みは中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会等が更新研修申請時に希望した場合のみ対応可能となります。

(5) 登録手続き

*マイページ利用者には郵送に加え、メールでのご案内もおこないます。

(6) 指導者向け情報提供（スポーツジャーナルバックナンバー閲覧等）

(7) 名刺作成サービス

(8) 公認スポーツ指導者マークダウンロードサービス

(9) 公認スポーツ指導者マッチング *2019年3月からスタート

※今後の開発に伴い仕様が変わる可能性がございます。

◇指導者マイページの登録方法

<登録手続き時>

- ①インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォン・タブレット等、ご自身のメールアドレス、登録内容確認書を用意する。
- ②日本スポーツ協会ホームページから「指導者マイページ」にアクセスする。
- ③マイページIDと仮パスワードでログインする。
- ④ご自身のメールアドレスとパスワードを登録する。
- ⑤登録規程・利用規約等への同意確認をおこなう。
- ⑥登録メールアドレスあてに仮登録完了メールが配信される。
- ⑦利用開始

登録手続き期間外で、登録内容確認書がない(仮パスワードがわからぬ)場合でも、登録番号や郵便番号等登録情報を入力いただくことで利用手続きが可能です。

*操作方法や利用手続きがご不明な場合、どうしてもログイン出来ない場合は、コールセンター（TEL03-5148-1763）にて承ります。

指導者マイページの利用者が増えることで、諸連絡・諸手続きの即時性が高まるとともに事務負担軽減、コスト削減にもなります。積極的な活用についてご協力いただきますようお願いいたします。

4. 登録の流れと事務手続きについて

◇概要

10月1日付と4月1日付の年2回登録の機会があり、それぞれ6ヶ月前から準備がスタートします。

原則として、登録手続きそのものは指導者本人とJSPOのやりとりになりますが、更新研修実績の入力、住所・電話番号の変更など、ご協力いただきたい内容は様々です。

◇登録対象者

区分		概要
新規	新規登録	公認スポーツ指導者資格を初めて登録する場合
	資格追加・昇格	公認スポーツ指導者資格登録者が、有効期間内に新たに別の資格や上位資格を初めて登録する場合 ※ 有効期限は既登録資格のものが適用される。
更新	更新登録	資格有効期限を迎える際に登録手続きをする場合 ※ 有効期限の6か月前までに各資格所定の要件（研修の修了等）を満たしている必要がある。
	再登録	登録手続きをせず（できず）「保留」となり、「保留」期間内に登録手続きをする場合 ※ 各資格所定の要件（研修の修了等）を満たしている必要がある。
	復活登録	「保留」期間を超過し、登録する権利が「無効」となった者が登録手続きをする場合 ※ 専門科目実施団体の承認を得ている必要がある（詳細は「⑥復活登録について」参照）

◇登録手続き

以下の2点が登録手続きとなります。

(1) 登録内容確認

JSPOより資格有効期限の約2か月前に送付する『登録内容確認書』に記載の保有資格、資格ごとの更新の可否、登録住所等の確認となります。

*指導者マイページを保有している指導者はWEBでの確認となります。（更新のタイミングは郵便とメールにてお知らせします。）

*登録内容確認書は登録対象者の区分に関わらず同じ内容になります。

(2) 登録料の納入

資格により定められた登録料を納入いただきます。

登録料は、①指導者マイページによるコンビニ現金決済、②指導者マイページによ

るクレジット決済、③郵便局・コンビニでの払込用紙による決済の3通りがあります。

*①と②については決済情報をリアルタイムに把握できますが、③については確認まで約2週間かかることから、支払日が同一であっても登録証・認定証の発送が1か月程度遅れる場合があります。

◇2019年度の登録申請に係る締切日等

日本スポーツ協会（JSPO）への手続き期限は以下のとおりです。

○2019年10月1日付登録

・コーチ1の共通科目・専門科目両方の免除申請の提出 ・復活登録申請の提出 ・3月31日までの更新研修実績の管理システムへの入力期限 ・登録案内の送付(JSPO→指導者) *マイページ登録者にはメールでもお知らせ予定 ・指導者マイページを利用した手続き期限 (コンビニ決済の場合は右記までに登録料を納入のこと)	5月31日 7月下旬 9月30日
--	--

*指導者マイページでの手続きを希望されない場合

・登録料払込用紙依頼書の提出期限(指導者→JSPO) ・登録料の納入期限(指導者→JSPO)	8月31日 9月30日
---	--------------------

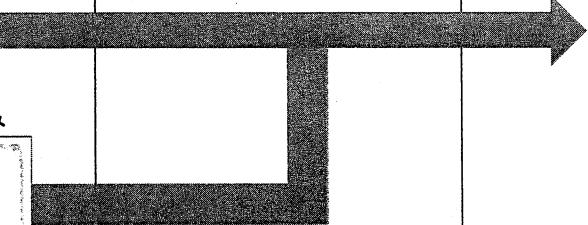
○2020年4月1日付登録（予定）

・コーチ1の共通科目・専門科目両方の免除申請の提出 ・復活登録申請の提出 ・9月30日までの更新研修実績の管理システムへの入力期限 ・登録案内の送付(JSPO→指導者) *マイページ登録者にはメールでもお知らせ予定 ・指導者マイページを利用した手続き期限 (コンビニ決済の場合は右記までに登録料を納入のこと)	11月30日 1月下旬 3月3.1日
--	--

*指導者マイページでの手続きを希望されない場合

・登録料払込用紙依頼書の提出期限(指導者→JSPO) ・登録料の納入期限(指導者→JSPO)	2月29日 3月31日
---	--------------------

◇10月登録手続きの流れ

	日本スポーツ協会	都道府県体育・スポーツ協会 競技団体	指導者本人
登録前年度		<p style="text-align: center;">養成講習会開催</p> <p style="text-align: center;">判定（共通科目・専門科目）</p> <p style="text-align: center;">養成講習会修了・検定試験合格（または免除）</p>	
7月下旬頃	登録内容確認書／更新可能通知 Eメール（マイページ保有者） 		
9月末まで		<p style="text-align: right;">マイページor払込用紙にて手続き</p> <p style="text-align: right;">※払込用紙を用いて 登録料を支払う場合は、 登録料払込用紙依頼者 にて請求（8月末まで）</p>	<p style="text-align: center;">公認スポーツ指導者登録手続き完了 10月1日付で登録認定</p>
9月下旬以降	<p style="text-align: center;">登録証</p>  <p style="text-align: center;">認定証※初回のみ</p> 		

*払込用紙で登録料をお支払いいただいた場合、支払日から入金確認までに約2週間かかることから、支払日が同一であっても登録証・認定証の発送が1か月程度遅れる場合があります。

＜参考＞登録業務で使われる用語解説

*網かけの文言は、2019年3月31日までの名称。2019年4月1日からの登録規程改定に伴い、一部名称を変更しています（管理システム上の表記変更は4月中を予定）。

用語	解説
登録番号	資格保有者に付与される7ケタの番号。新たな資格を追加登録する場合なども同一の番号を使用する。同一人物が二つの登録番号を持つことはない（スポーツリーダーを除く）。
有効	資格の状態を表す言葉。資格が認定され、有効期間内である状態。
保留	資格の状態を表す言葉。登録手続きが完了しておらず、資格が認定されていない状態。 ※ 新規登録は認定予定日から、更新登録は有効期限の翌日から1年間が保留期間となる。
無効停止	資格の状態を表す言葉。保留期間を超過した状態。 ※ 資格を登録する権利を有しておらず、資格の登録を希望する場合は「復活登録」の手続きが必要。
辞退停止（辞退）	資格の状態を表す言葉。本人の意思により資格認定や登録権利を辞退した状態。
未更新有切	有効期限を超過し「保留」「無効」に至った状態を表す言葉。 「保留（未更新）」「無効（未更新）」
未登録未登	新規登録、資格追加・昇格において登録手続きを完了せず「保留」「無効」に至った状態を表す言葉。 「保留（未登録）」「無効（未登録）」
削除取消	資格の状態を表す言葉。何らかの瑕疵などにより、資格を削除した状態。
資格停止取消	資格の状態を表す言葉。処分基準に基づき「資格停止」処分を受けた状態。
資格取消取消	資格の状態を表す言葉。処分基準に基づき「資格取消」処分を受けた状態。
登録証	登録手続きが完了した者に発行する資格証明物。カードに氏名、保有資格、資格有効期限が記載されている。有料で再発行可能。
認定証	登録手続きが完了した者に発行する資格証明物。新規登録時に1回だけ発行される（スポーツドクター、スポーツデンティストは更新登録の度に発行）。有料で再発行可能。
登録内容確認書	指導者マイページを利用したことがない登録対象者に送付する登録手続き書類の呼称。個人情報と保有資格を記載。
更新可能通知	指導者マイページ利用者向けに送付する登録手続き書類の呼称。手続きは指導者マイページ（インターネット）で行うため、登録内容確認書よりも内容を簡略化している。
資格保留通知	更新研修未修了により更新登録の対象とならない場合に送付する書類。保留期間と更新研修に関する内容を記載。
更新研修受講状況確認通知	資格有効期間の前半の2年間で更新研修未修了だった場合に送付する書類。更新研修の受講期限と検索方法を記載。

5. 更新研修について

- *これまで「義務研修」と呼称していましたが、2019年度より「更新研修」と呼称します。
- *2019年5月から事務所移転を予定しております。下線の入っている電話番号については、最新のものをホームページ等でご確認ください。

◇概要

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の有効期間は4年間と定められており、資格を更新するためには有効期限の6か月前までに更新研修を受講することが義務付けられています（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録規程第6条）。

この研修は、単に資格を更新するためだけのものではなく、指導者の皆様がスポーツに関する最新の知識・情報等を獲得し、国民のスポーツに対するニーズを敏感に捉えて、実際の指導場面に活用できるようその資質を向上させるとともに、指導者間の情報交換やネットワークづくりなど、相互の交流を図ることを目的として開催しているものです。

競技・資格別の指定研修がない資格については日本スポーツ協会、都道府県体育・スポーツ協会、競技団体が実施する更新研修であれば、全国どこで受講されても研修実績となります（指定研修については次頁以降を参照）。

◇日本スポーツ協会および加盟団体が実施する研修と問い合わせ先

研修名	問い合わせ先	備考
公認スポーツ指導者全国研修会	日本スポーツ協会 スポーツ指導者育成部 <u>(TEL:03-3481-2482)</u> kenshukai@japan-sports.or.jp	—
生涯スポーツ・体力つくり全国会議	日本スポーツ協会 国内課 <u>(TEL:03-3481-2215)</u> shougai@japan-sports.or.jp	—
・スタートコーチ（スポーツ少年団） インストラクター養成講習会・移行研修会 ・スポーツ少年団認定育成員研修会 ・ジュニアスポーツフォーラム	日本スポーツ少年団 <u>(TEL:03-3481-2222)</u>	スポーツ少年団指導者のみ
競技別研修会	中央競技団体	—
都道府県スポーツ指導者研修会	都道府県体育・スポーツ協会	—
・スポーツプログラマー研究大会 ・全国体育施設研究協議大会	日本体育施設協会 (TEL:03-5972-1983)	スポーツプログラマーのみ

*中央競技団体（都道府県支部含む）、都道府県体育・スポーツ協会が実施する更新研修は、すべて指導者管理システムを利用した申請・実績の報告が必要になります。

◇その他の団体が実施する研修と問い合わせ先

研修名	研修の実施予定・内容に 関する問い合わせ先	備考
日本障がい者スポーツ協会が主催する 研修会 *日本障がい者スポーツ協会資格保有 者のみが対象	日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部指導者育成課 (TEL : 03-5695-5420)	公認スポーツ指導者制度、資格登録 手続き、研修全般に関するご質問等 については下記に連絡をお願いします。
健康・体力づくり事業財団が実施する (認める)認定講習会 *健康・体力づくり事業財団資格保有 者のみが対象	健康・体力づくり事業財団事業部 (TEL : 03-6430-9115)	■日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者登録係 (TELO3-5148-1763) (平日 10:00~17:00)
一次救命処置(BLS)講習 ・赤十字救急法基礎講習 ・赤十字救急法救急員養成講習 ・赤十字短期講習会(但し、3時間以上 のもの) ・消防庁(署)普通救命講習 等	日本赤十字社・消防庁(署)等 各実施団体	

*上記研修については、受講終了後、指導者自身が日本スポーツ協会に対し研修実績を申請する必要があります。

*申請に必要な様式等は指導者自身が日本スポーツ協会ホームページからダウンロードして作成してください。

*競技・資格別に指定研修が定められている場合は、この仕組みをご利用いただくことは出来ません。

◇その他の団体が実施する研修の研修実績認定要件

実施団体名	認定要件	研修実績を証明する書類	備考
日本障がい者スポーツ協会	日本障がい者スポーツ協会が実施する(認める)研修会 <参考> ・障がい者スポーツ指導者全国研修会 ・ステップアップ研修会	日本(都道府県)障がい者スポーツ協会が発行する研修会参加証明書	・研修会によっては当該団体認定資格の保有など参加条件を設けている場合があるため、開催要項等により確認すること ・資格取得のための養成講習会参加は研修実績としない
健康・体力づくり事業財団	認定講習会で3単位以上取得 なお、通信教育(ミニマムテスト)は対象としない	健康・体力づくり事業財団あるいは研修会実施団体が発行する「登録更新に係る認定講習会受講証明書」の写しもしくは参加料の領収書	
日本赤十字社・消防庁(署)	一次救命処置(BLS)講習のうち、3時間以上実施される講習 <参考> ・赤十字救急法基礎講習 ・赤十字救急法救急員養成講習 ・赤十字短期講習会(但し、3時間以上実施されるもの) ・消防庁(署)普通救命講習 ・消防庁(署)上級救命講習	氏名が記載された修了証もしくは認定証など受講を証明できるものの写し	・心肺蘇生・AEDを含まない講習や3時間未満の講習は対象としない ・他の団体が実施する講習参加は研修実績としない

◇競技・資格別の指定研修について

次の資格については、別に定める更新の要件を満たす必要があります。

[水泳、サッカー、スノーボード、テニス、バスケットボール、バドミントン、剣道、空手道、バウンドテニス、エアロビック(コーチ4のみ)、チアリーディング(コーチ3のみ)、スクーバ・ダイビング、プロゴルフ、プロテニス、プロスキーや、スポーツドクター、スポーツデンティスト、アスレティックトランナー、スポーツ栄養士、クラブマネジャー](2019年4月1日現在)

2019年度からスノーボードが
指定研修に追加されました

〈水泳〉

水泳資格保有者のうち「コーチ1」、「コーチ2」、「教師」、「上級教師」は、資格有効期限の6か月前までに最低1回、「コーチ3」、「コーチ4」は毎年、日本水泳連盟が認める下記の研修会を受けなければなりません。

詳しくは日本水泳連盟(TEL:03-3481-2306)へお問い合わせください。

対象資格	研修会	研修会開催の案内と問い合わせ先
コーチ1 コーチ2	都道府県水泳連盟(協会)または地区(ブロック)が主催する研修会	都道府県水泳連盟(協会)
コーチ2 (コーチ2マス)	日本水泳連盟(地域指導者委員会)が主催する研修会	日本水泳連盟(地域指導者委員会)(TEL:03-3481-2306)
教師・上級教師	日本水泳連盟(商業施設教師委員会)及び日本スイミングクラブ協会が主催または公認する研修会	日本水泳連盟(商業施設教師委員会)(TEL:03-3481-2306)または日本スイミングクラブ協会(TEL:03-3511-1552)
コーチ3	日本水泳連盟(競技力向上コーチ委員会)が実施する公認コーチ研修会	日本水泳連盟(競技力向上コーチ委員会)(TEL:03-3481-2306)
コーチ4	日本水泳連盟(競技力向上コーチ委員会)が実施する公認上級コーチ研修会	日本水泳連盟(競技力向上コーチ委員会)(TEL:03-3481-2306)

〈サッカー〉

サッカー資格保有者は、4年間のリフレッシュポイント獲得期限内に、日本サッカー協会(JFA)が認める下記研修会・実習を受講し、40ポイントを取得しなければなりません。なお、加盟登録チームの指導者、トレセンスタッフ、インストラクターなどをしていることもポイントに加算されます。

詳しくは日本サッカー協会指導者登録サービスデスク(TEL:050-2018-1990)へお問い合わせください。

ポイント数付与基準

内容	コマ数	ポイント数
講義	1コマ	5P
実技	1コマ	5P
指導実践	1コマ	10P

日数	付与上限 ポイント数
1日	20P
2日以上	40P

*「実技」「指導実践」は必ず「講義」とセットで実施(実技、指導実践のみはNG)

*長期で実施する研修も1つの事業であれば最大40Pまで

*観察のみはポイントの対象にならない(必ず講義セットで実施)

*1コマは2時間程度とする

*「実技」:受講生による実技、インストラクターによる指導デモンストレーション

*「指導実践」:受講生による指導実践(補助プレーヤーへの指導可)

*S級リフレッシュに関してはこれに該当しないものとする

パターン例

	AM	PM	PM②	NIGHT	取得可能ポイント数
①	講義 5	実技 5	指導実践 10	講義 5	20P (1日)
②	講義 5	視察	講義 5		10P (1日)
③		講義 5	講義 5	講義 5	40P (3日間)
	講義 5	講義 5	講義 5	講義 5	
④		講義 5	指導実践 10	講義 5	40P (2日間)
	講義 5	指導実践 10	講義 5	講義 5	
⑤		講義 5	実技 5	講義 5	35P (2日間)
	講義 5	実技 5	講義 5	講義 5	

JFA 開催リフレッシュ研修会

詳細は JFA または各都道府県サッカー協会の web サイトをご確認ください。また募集は「KICKOFF」にて行います。

〈テニス〉

テニス資格保有者は、資格有効期限の 6か月前までに日本テニス協会が認める下記研修会・実習を受講し、資格ごとに必要なポイントを獲得しなければなりません。

詳しくは日本テニス協会(TEL: 03-3481-2321)へお問い合わせください。

対象資格	必要ポイント	研修会	実習
コーチ1 コーチ2	4ポイント以上 (実習は2ポイント以内)	①中央研修会…2ポイント 日本スポーツ協会、日本テニス協会が行う研修会、または日本テニス協会が認めた地域テニス協会が行う研修会。	①中央実習…2ポイント 日本テニス協会または日本テニス協会が認めた地域テニス協会が行う実習。
教師 上級教師	12ポイント以上 (実習は4ポイント以内)	②都道府県研修会…1ポイント 各地域テニス協会が認めた都道府県テニス協会が行う研修会、または各都道府県体育・スポーツ協会が行う研修会。	②都道府県実習…1ポイント 各都道府県テニス協会が行う実習。
コーチ3 コーチ4	10ポイント以上 (実習は4ポイント以内)	③その他の研修会 日本テニス協会が認めた研修会。ポイントはその都度決定する。	

*「都道府県体育・スポーツ協会が行う研修会」とは名義共催・名義後援ではなく、都道府県体育・スポーツ協会が主管する特定の競技を対象としない内容の研修が対象となります。

〈バスケットボール〉

バスケットボール資格保有者は、4年間のリフレッシュポイント獲得期限内に、日本バスケットボール協会または都道府県バスケットボール協会が開催するリフレッシュ研修を受講し、2ポイントを取得しなければなりません。

なお、バスケットボール競技資格については、2018年4月1日から「Team JBA」に登録管理を一元化しています。詳しくは日本バスケットボール協会(TEL: 03-4415-2020)へお問い合わせください。

〈バドミントン〉

バドミントン資格保有者は、資格有効期限の 6 か月前までに最低1回は日本バドミントン協会が実施するあるいは認める研修(コーチ3およびコーチ4は、日本バドミントン協会の更新研修、コーチ1及びコーチ2は各都道府県バドミントン協会の更新研修)を受講しなければなりません。

詳しくは日本バドミントン協会(TEL: 03-3481-2382)へお問い合わせください。

〈剣道〉

剣道資格保有者は、資格有効期限の 6 か月前までに全日本剣道連盟が主催する更新講習会(更新研修)を受講しなければなりません。

詳しくは全日本剣道連盟(TEL: 03-3234-6271)へお問い合わせください。

〈空手道〉

空手道資格保有者は、資格有効期限の 6 か月前までに1回は、全日本空手道連盟が主催する更新研修を受講しなければなりません。

詳しくは全日本空手道連盟(TEL: 03-5534-1951)へお問い合わせください。

〈バウンドテニス〉

バウンドテニス資格保有者は、資格有効期限の 6 か月前までに日本バウンドテニス協会が定める研修または、日本スポーツ協会・都道府県体育・スポーツ協会が実施する研修を受け、規定のポイントを獲得しなければなりません。

詳しくは日本バウンドテニス協会(TEL: 03-3574-8932)へお問い合わせ下さい。

〈エアロビック〉

エアロビック資格保有者のうち、「コーチ1」、「コーチ2」、「コーチ3」、「教師」は、資格有効期限の 6 か月前までに最低 1 回は、日本エアロビック連盟が定める研修または、日本スポーツ協会(都道府県体育・スポーツ協会が実施する研修会を含む)が実施する(認める)研修を受けなければなりません。

「コーチ4」は、資格有効期限の 6 か月前までに最低 1 回は、日本エアロビック連盟が認める研修会を受けなければなりません。

また、すべての資格者は日本エアロビック連盟の個人賛助会員でなければなりません。

詳しくは日本エアロビック連盟(TEL: 03-5796-7523)へお問い合わせ下さい。

〈チアリーディング〉

チアリーディング資格保有者のうち、「コーチ3」は、資格有効期限の 6 か月前までに日本チアリーディング協会が定める研修を最低 1 回かつ日本スポーツ協会(都道府県体育・スポーツ協会が実施する研修を含む)が実施する研修を最低 1 回受けなければなりません。

詳しくは日本チアリーディング協会(TEL: 03-3404-2226)へお問い合わせください。

〈プロゴルフ〉

プロゴルフ資格保有者は、資格有効期限の 6 か月前までに日本プロゴルフ協会が定める研修を受講しなければなりません。

詳しくは日本プロゴルフ協会(TEL: 03-5472-5585)へお問い合わせください。

〈プロテニス〉

プロテニス資格保有者は、資格有効期限の 6 か月前までに日本プロテニス協会が定める研修会等を受講し、12 ポイントを獲得しなければなりません。

詳しくは日本プロテニス協会(TEL: 03-5791-1965)へお問い合わせください。

〈プロスキー〉

プロスキー資格保有者は、日本プロスキー教師協会主催の会員研修会に参加し、資格有効期限の 6 か月前までに 8 単位以上取得しなければなりません。

詳しくは日本プロスキー教師協会(TEL: 03-5542-5907)へお問い合わせください。

〈スクーバ・ダイビング〉

スクーバ・ダイビング資格保有者のうち、「コーチ1」は、資格有効期限の 6 か月前までに資格有効期間中の活動実績を提出するとともに社会スポーツセンターの実施する研修会を 1 回以上、「コーチ2」は、2 回以上受講しなければなりません。

詳しくは社会スポーツセンター(TEL: 042-375-1630)へお問い合わせください。

〈スポーツドクター〉

スポーツドクター資格保有者は、資格有効期限の 6か月前までに一度、日本スポーツ協会が定めた以下の事業または日本スポーツ協会が研修として認めた事業のいずれかに参加しなければなりません。

詳しくは、日本スポーツ協会ホームページをご確認ください。

研修名	備考
スポーツドクター研修会	日本スポーツ協会にて開催(年2会場)
各都道府県体育・スポーツ協会が開催するスポーツドクター研修会	日本スポーツ協会の定める基準を満たし、事前に日本スポーツ協会に申請があったものが対象となる
日本臨床スポーツ医学会学術集会	
日本整形外科スポーツ医学会学術集会	JSPOの指定する演題を4時間以上聴講することで研修として認定される
日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会(JOSKAS)	

〈スポーツデンティスト〉

スポーツデンティスト資格保有者は、資格有効期限の 6か月前までに日本歯科医師会が定める(認める)下記の研修を受講しなければなりません。

詳しくは日本歯科医師会(TEL:03-3262-9213)へお問い合わせください。

研修名	備考
日本スポーツ歯科医学会学術大会	下記の①または②によって認定される。 ①「日本スポーツ歯科医学会学術大会」または「日本歯科医師会が認める学術集会等」の指定演題を4時間以上聴講
日本歯科医師会が認める学術集会等	②「日本スポーツ歯科医学会学術大会」または「日本歯科医師会が認める学術集会等」の指定演題を3時間聴講 + 「日歯生涯研修ライブラリー」の指定動画のうち3本(約60分)を視聴。
日歯生涯研修ライブラリー(配信動画)	

〈アスレティックトレーナー(JSPO-AT)〉

アスレティックトレーナー資格保有者は、資格有効期限の6か月前までに最低1回は、日本スポーツ協会が定める(認める)下記の研修を受講しなければなりません。

また、研修受付時に一次救命処置(BLS)資格の修了証または認定証を提示しなければ、研修を受講したことにはなりません(平成28年度から完全実施)。

詳しくは、日本スポーツ協会ホームページをご確認ください。

研修名	備考
日本アスレティックトレーニング学会学術集会	日本スポーツ協会が指定する演題を4時間以上聴講することで研修の実績となる
日本臨床スポーツ医学会学術集会	
JSPO-AT連絡会議都道府県ブロック会議等が主催する研修会	
JSPO-AT連絡会議都道府県会議等が主催する研修会	3時間以上の研修を合計2回以上受講することで研修の実績となる
日本スポーツ協会加盟中央競技団体が主催する研修会のうち、特にアスレティックトレーナーの資質能力の向上に資すると認められる研修会	
その他、日本スポーツ協会指導者育成専門委員会アスレティックトレーナー部会が特に認める研修会、研修毎に日本スポーツ協会が要件を定める学術集会等	研修毎に日本スポーツ協会が要件を定める

〈スポーツ栄養士〉

スポーツ栄養士資格保有者は、資格有効期限の6か月前までに以下に定める学術集会等に参加し、15単位を取得しなければなりません。ただし、既に公認スポーツ指導者資格を保有していてスポーツ栄養士資格を追加した場合の初回の更新時は有効期間に応じて必要単位が異なります。

詳しくは日本スポーツ栄養学会(TEL:080-3576-5152)へお問い合わせください。

区分		主催者	内容	単位数	備考
必須	a	日本栄養士会	生涯教育(分野は問わない)	4単位必須、上限10単位まで	日本栄養士会HPより会員WEBサービスにログインし、生涯教育の研修履歴を印刷し添付する。もしくは、生涯教育単位取得証明書のコピー、生涯学習記録票のコピーを添付する。
選択	b	日本スポーツ栄養学会	学術集会参加	1単位	資格申請時に参加証(コピー可)を添付する。
			学術集会発表	3単位	筆頭者のみ1演題につき3単位とする。資格更新申請時に抄録のコピーを添付する。
				1単位	筆頭者以外は1演題につき1単位とする。資格更新申請時に抄録のコピーを添付する。
			日本スポーツ栄養研究誌に論文掲載	5単位	筆頭者に限り1論文につき5単位とする。資格更新申請時に抄録のコピーを添付する。
				1単位	筆頭者以外は1論文につき1単位とする。資格更新申請時に抄録のコピーを添付する。
			公認スポーツ栄養士義務講習会または情報交換会	90分1単位	90分の講義または演習を1単位として換算し、終了時に参加証明書*を配布する。 *手続きの際には参加証明書の原本を添付すること。
			日本スポーツ栄養学会の連携・協力団体による講習会、シンポジウム等	参加により1単位	資格更新申請時に参加証(コピー可)を添付する。該当の講習会、シンポジウムは日本スポーツ栄養学会理事会の承認が必要。
			日本スポーツ栄養学会のスポーツ栄養学に関する研究・教育・支援事業による講習会等	参加により1単位	資格更新申請時に参加証(コピー可)を添付する。
c	日本スポーツ協会		公認スポーツ指導者全国研修会	各研修会とも1日1単位	申し込み等は各自で行い、参加が証明できるもの(コピー可)を添付する。
			生涯スポーツ・体力つくり全国会議		
d	振替単位認定	日本栄養改善学会学術総会	日本栄養改善学会学術総会	参加により1単位	資格更新申請時に参加証(コピー可)を添付する。

〈クラブマネジャー〉

クラブマネジャー資格保有者は、資格有効期限の6か月前までに最低1回は、日本スポーツ協会が定める下記の研修を受けなければなりません。

- 詳しくは、日本スポーツ協会ホームページをご確認ください。
- ・公認クラブマネジャー研修会
 - ・総合型地域スポーツクラブヒューマンエラー防止研修会
 - ・生涯スポーツ・体力つくり全国会議
 - ・ブロック別クラブネットワークアクション

◇「更新研修」承認の基準について

基準及び手続きについては以下のとおりとなります。

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者

更新研修 承認基準

1. 更新研修の意義・目的

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の有効期間は4年間と定められており、資格を更新するためには有効期限の6か月前までに所定の更新研修を受けることが義務付けられている。

この更新研修は、単に資格を更新するためだけのものではなく、公認スポーツ指導者の学びの場として、スポーツに関する最新情報等はもちろん、参加者間の情報交換や参加者自身の指導活動について振り返る機会等を提供し、スポーツ指導者としての実践力を高めるとともに、指導者間のネットワークづくりに寄与することを目的に開催している。

2. 承認基準

1) 実施団体

- (1) 日本スポーツ協会加盟・準加盟団体
- (2) 上記(1)以外の公認スポーツ指導者育成団体
- (3) その他、公に認められている団体

2) 研修内容および形態

- (1) 上記1.「更新研修の意義・目的」を踏まえ、スポーツに関する講演または研究発表、実技、指導実習、研究協議などによって構成されていること。
※ 各プログラムにおいて、参加者同士の意見・情報交換の機会
(例：グループワーク) を設けることが望ましい。
- (2) 研修時間が、合計3時間以上確保されていること。
- (3) 原則として集合形式で実施されること。
- (4) その他、本会が特に認めたもの。

3. 承認手続き

公益財団法人日本スポーツ協会が承認する。承認手続きについては別途定める。

附則

この基準は、平成23年4月1日より適用される。

この基準は、平成30年4月1日より適用される。

この基準は、平成31年4月1日より適用される。

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者
更新研修
申請・承認手続きについて

平成 23 年 2 月 21 日

平成 23 年 4 月 1 日修正

平成 24 年 4 月 1 日修正

平成 30 年 4 月 1 日修正

平成 31 年 4 月 1 日修正

公益財団法人日本スポーツ協会

この手続きは、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者更新研修承認基準（以下「承認基準」）に基づき、更新研修を日本スポーツ協会（以下「JSP0」）加盟団体等が開催するにあたって定めたものである。

1. 申請から開催後の手続きの流れ

(1) 都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協等」）、JSP0 加盟競技団体・準加盟団体、その他スポーツ指導者育成団体（以下「中央競技団体等」）

①更新研修を開催する際は、開催 2 ヶ月前までに公認スポーツ指導者管理システム（以下「管理システム」）で申請すること。（都道府県競技団体については、管理システム上で中央競技団体の承認を経て申請する。）

②研修内容・形態は、原則として承認基準 2-2) に準じたものであること。

③JSP0 にて審査を行い、研修内容・形態が基準に合致していることが確認できた場合、当該団体に承認の旨を管理システムにて通知する。

④当該団体は、更新研修を開催した後、速やか（概ね 1 か月以内）に管理システムにおいて研修実績を入力すること。

(2) その他、公に認められている団体

①更新研修を開催する際は、2 ヶ月前までに JSP0 へ所定の申請書を提出すること。

②当該団体の更新研修開催団体としての適性を確認する必要がある場合は、団体に関する資料（定款、当該年度事業計画書・予算書、役員名簿等）の提出を求める場合がある。

③JSP0 にて確認した結果、開催団体として不適切であると判断した場合には、当該研修の申請を承認しない。

④研修内容・形態は、原則として承認基準 2-2) に準じたものであること。

⑤JSP0 にて審査を行い、研修内容・形態が基準に合致していることが確認できた場合、当該団体に承認の旨を通知する。

⑥当該団体は、更新研修を開催した後、速やか（概ね 1 か月以内）に JSP0 へ所定の終了報告書とともに修了者名簿を提出すること。

2. 必要事項

(1) 都道府県体協等及びその他団体は、更新研修の開催にあたり、以下の事項を開催要項等に記載するなどの方法により周知すること。

①参加対象者・資格に「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者」が含まれていること。

②参加者に対して、必要に応じて参加を証明する書類等を発行すること。

③特定の資格は別途要件を満たす必要があること。

例 都道府県体協等が主管する研修会の場合

本研修会の参加により、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の更新研修を修了したことになります。なお、テニス及びバウンドテニス資格は1ポイント、チアリーディング（コーチ3のみ）資格は都道府県体育・スポーツ協会実施の1回分の実績となりますが、別途、資格毎に定められたポイント獲得や研修受講などの要件を満たす必要があります。

ただし、次の資格については、更新研修を修了したことにはなりません。

[水泳、サッカー、スノーボード、バスケットボール、バドミントン、剣道、空手道、エアロビック（コーチ4のみ）、スクーバ・ダイビング、プロゴルフ、プロテニス、プロスキー、スポーツドクター、スポーツデンティスト、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、クラブマネジャー] (2019年4月1日現在)

(2) 中央競技団体等の開催する研修についても、他競技・資格の指導者を参加者として認める場合には(1)に準じた対応を取ること。

例 中央競技団体等が開催する研修会の場合

本研修会の参加により、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の更新研修を修了したことになります。

ただし、次の資格については、更新研修を修了したことにはなりません。

[水泳、サッカー、スノーボード、テニス、バスケットボール、バドミントン、剣道、空手道、バウンドテニス、エアロビック（コーチ4のみ）、チアリーディング（コーチ3のみ）、スクーバ・ダイビング、プロゴルフ、プロテニス、プロスキー、スポーツドクター、スポーツデンティスト、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、クラブマネジャー] (2019年4月1日現在)

3. その他

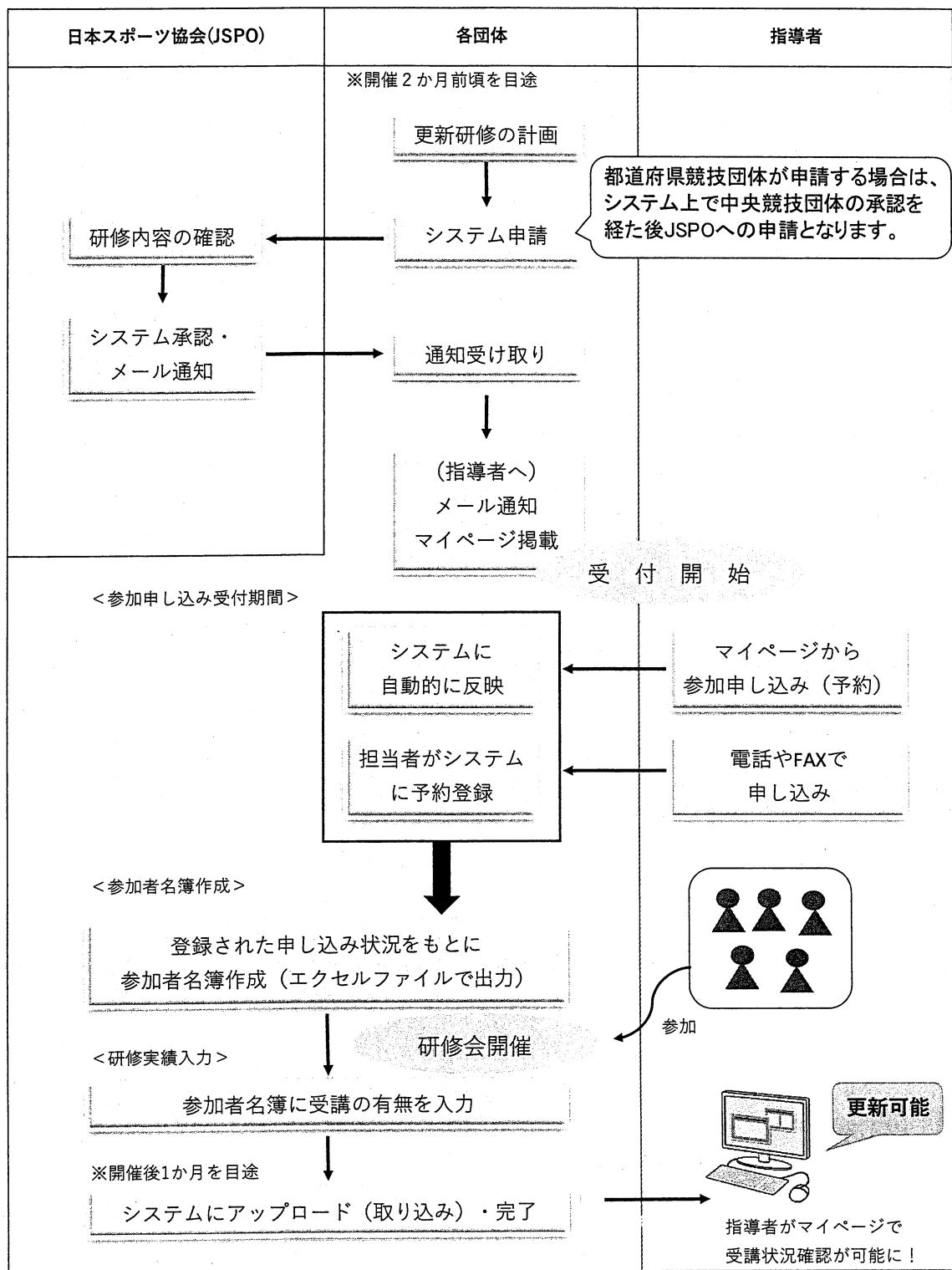
(1) 承認基準2-2)に準じない研修内容・形態とする場合には、事前にJSP0と協議すること。

(2) JSP0が開催する研修については、JSP0において検討・開催する。

(3) 管理システムに研修実績が入力されていない場合、当該指導者は研修未修了とみなす。

(4) 上記内容に合致しない事例が発生した場合には、JSP0において審議し決定する。

◇更新研修事務手続きの流れ（申請～実績反映）



*具体的な操作方法については、指導者管理システムトップページに掲載のマニュアルからも確認可能です。

*重複入力防止のため、都道府県競技団体が実施する研修については中央競技団体が作業を行ってください（都道府県体育・スポーツ協会は実施しないでください）。

◇完全実施とは

公認スポーツ指導者資格を更新するためには、有効期限の6か月前までに更新研修を受講することが義務付けられていますが、2013年4月1日付登録までは、一部資格において更新研修が未受講であっても登録を更新させる運用を行ってきました。

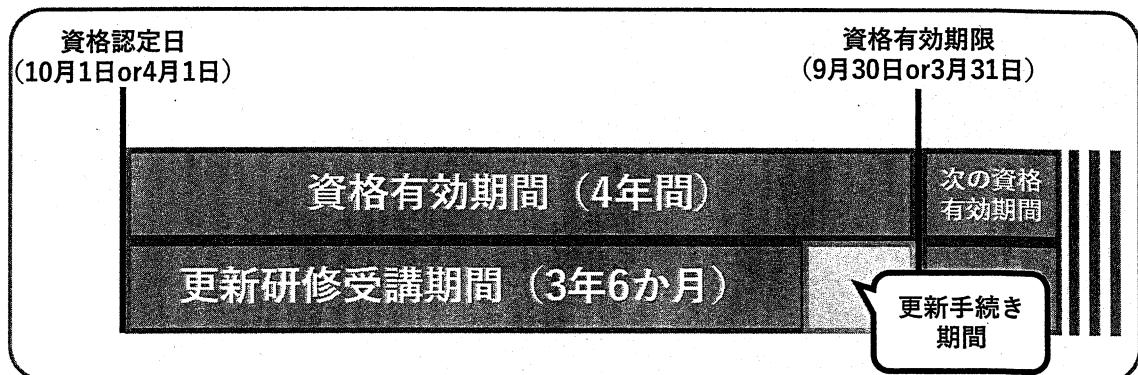
しかし、2013年10月1日付登録からは、本来あるべき姿に戻し、更新研修を受講した方にのみ、登録手続き書類を送付しています。

◇有効期限の6か月前までに更新研修を受講できなかった場合

有効期限の6か月前までに更新研修を受講できなかった指導者が更新登録をしたい場合、まずは更新研修の受講が必要です。

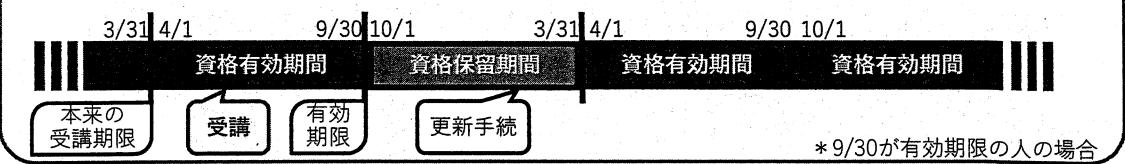
更新研修を受講された月に応じて登録可能時期は変わりますが、いずれも登録可能時期の約2か月前に登録手続き書類を送付いたします。

●更新研修受講期間のイメージ

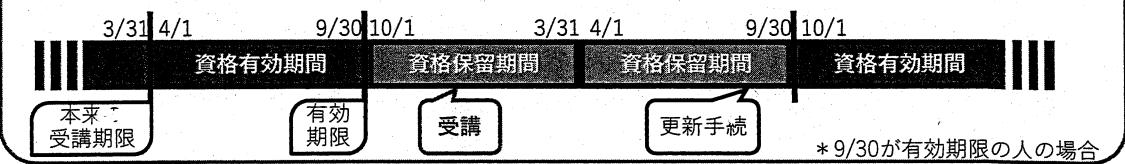


●本来の更新研修受講期間に受講できなかった場合・・・

パターンA：有効期限の6か月前～有効期限までに受講⇒半年の資格保留期間を経て再登録が可能



パターンB：有効期限切れ～有効期限切れ後6か月以内に受講⇒1年の資格保留期間を経て再登録が可能



パターンC：有効期限切れ後6か月以内に受講できなかった⇒専門科目実施団体による審査が必要
※審査の詳細は資格によって異なります。それぞれの専門科目実施団体にお問い合わせください。

◇救済措置はありません

国体への参加をはじめ、理由の如何によらず救済措置は行いません。更新研修受講期限が残りわずかな場合、受講可能な研修会がないことも考えられますので、早めの受講の呼び掛けにご協力ください。

6. 復活登録について

公認スポーツ指導者資格の有効期間は4年間となっており、有効期限の6か月前までに研修を受講しないなどの理由で更新登録手続きを行わなかった場合（未更新）には、公認スポーツ指導者資格を失うことになります。また、新規登録対象者も登録手続きを行わなかった場合（未登録）は、公認スポーツ指導者として認定されません。

<保留（未登録・未更新から1年間）>

未登録もしくは未更新の場合、認定予定日（有効期限の翌日）から1年は保留期間となり、登録の権利が与えられます。なお、未更新者は、一定の期間に更新研修を受講するなど更新要件を満たさなければなりません。

未登録者が保留期間中に行う登録は「新規登録」、未更新者が保留期間中に行う登録は「再登録」といいます。

例) 新規登録対象者：認定予定日が2019年10月1日で未登録だった場合

更新登録対象者：有効期限が2019年9月30日で未更新だった場合

⇒2020年4月登録及び2020年10月登録の案内が届きます。

<無効（未登録・未更新から1年以上経過）>

1年の保留期間を経過すると資格が「無効」となり、登録の権利を失います。無効の資格を再度登録したい場合、別途申請が必要であり、その申請を「復活登録申請」といいます。

◇事務手続きの流れ

①指導者は所定の団体(当該資格専門科目実施団体)に申請します。

必要なもの：申請書、審査料(必要に応じて)

*審査料の有無については団体の審査方法等を勘案して検討してください。

*受付団体を都道府県支部とするか等は各団体で検討してください。

*2資格以上保有されている場合は、資格ごとに手続きが必要となります。

②当該団体にて、指導者が公認スポーツ指導者としての資質能力を有するか等を審査します。

③当該団体からJSPOに申請します。

*競技別資格は中央競技団体が取りまとめてください（指導者本人から資格の必要性や活動計画などを記載した申請書を提出させる）。

*JSPOへの提出期限 10月登録：5月31日、4月登録：11月30日

④JSPOにて今後の指導活動の予定・意欲があるかを審査します。

*申請書に記載された内容を審査。

⑤審査結果を申請のあった団体へ通知しますので、本人へご連絡ください。

⑥復活登録を認める場合は、JSPOより指導者本人へ登録手続き書類をお送りします。

*復活登録が承認されても登録手続きを行わなければ登録されませんのでご注意ください。

*復活登録にあたっては、初期登録手数料3,000円が必要になります。

◇復活登録対応一覧(1)

No.	団体名(競技・資格)	申請先窓口			審査方法					年数制限	審査料
		コーチ1・コーチ2	コーチ3・コーチ4	教師・上級教師	更新研修	レポート	検定試験	講習会	実技課題		
1	日本陸上競技連盟	中央競技団体	中央競技団体	-	O					無	¥ -
2	日本水泳連盟コーチ	-	中央競技団体	-	O					有	¥ 2,000
	教師委員会教師	-	-	中央競技団体	※O					有	¥ 2,000
	地域指導者委員会指導員	都道府県競技団体	-	-	O					有	¥ 3,000
3	全日本スキー連盟	都道府県競技団体	中央競技団体	O						無	¥ -
4	日本テニス協会	都道府県競技団体	中央競技団体	O	O	O				無	有切後の経過年数で変化(4年間8分割)
5	日本ボート協会	中央競技団体	中央競技団体	-	O	O				無	¥ 5,000
6	日本ホッケー協会	中央競技団体	中央競技団体	-	O				※O	無	¥ -
7	日本ボクシング連盟	-	中央競技団体	-	O					無	¥ 10,000
8	日本バレーボール協会	都道府県競技団体	中央競技団体	-	O	O				無	¥ 3,000
9	日本体操協会	都道府県競技団体	中央競技団体	-	O	O				無	¥ -
10	日本バスケットボール協会	都道府県競技団体	都道府県競技団体	-	O				O	4年	¥ 5,000
11	日本スケート連盟	中央競技団体	中央競技団体	O						無	¥ -
12	日本レスリング協会	中央競技団体	中央競技団体						※O	無	¥ 3,000
13	日本セーリング連盟	都道府県競技団体	都道府県競技団体	-	O	O				無	¥ -
14	日本ウェイタリフティング協会	中央競技団体	中央競技団体	-	O					無	¥ -
15	日本ハンドボール協会	中央競技団体	中央競技団体	-	O					5年	¥ 3,000
16	日本自転車競技連盟	中央競技団体	中央競技団体	-	※O	※O				無	¥ 3,000
17	日本ソフトテニス連盟	都道府県競技団体	中央競技団体	O						無	¥ 2,000
18	日本卓球協会	都道府県競技団体	中央競技団体	-	O		O			無	¥ 3,000
19	全日本軟式野球連盟	中央競技団体	中央競技団体		O					無	¥ 2,000
20	日本相撲連盟	中央競技団体	-	-					※O	無	¥ -
21	日本馬術連盟	中央競技団体	中央競技団体	-	※O					無	¥ -
22	日本フェンシング協会	都道府県競技団体	中央競技団体	-				O		無	¥ 5,000
23	全日本柔道連盟	中央競技団体	中央競技団体	-	O					無	¥ -
24	日本ソフトボール協会	中央競技団体	中央競技団体	-	O					無	¥ 3,000
25	日本バドミントン協会	都道府県競技団体	中央競技団体	-	O	※O				無	¥ -
26	全日本弓道連盟	都道府県競技団体	都道府県競技団体	-	O					無	¥ 3,000
27	日本ライフル射撃協会	中央競技団体	中央競技団体	中央競技団体	-	O				10年	¥ 3,000
28	全日本剣道連盟	中央競技団体	-	-	※O					無	¥ -
29	日本近代五種協会	-	中央競技団体	-	※O					無	¥ 3,000
30	日本ラグビーフットボール協会	中央競技団体	中央競技団体	-	O	O				無	¥ 1,000
31	日本山岳・スポーツクライミング協会	都道府県競技団体	中央競技団体	-	※O					無	¥ 2,000
32	日本力又一連盟	都道府県競技団体	中央競技団体	-		O				無	¥ 2,000
33	全日本アーチェリー連盟	中央競技団体	中央競技団体	-		O				無	¥ 2,000
34	全日本空手道連盟	中央競技団体	中央競技団体	-	O					無	¥ 2,000
35	日本アイスホッケー連盟	中央競技団体	中央競技団体	中央競技団体	-	O				無	¥ 3,000
36	全日本銃剣道連盟	中央競技団体	-	-	※O	O				5年	¥ 2,000
37	日本クレー射撃協会	中央競技団体	中央競技団体	-		O				無	¥ 10,000
38	全日本なぎなた連盟	中央競技団体	中央競技団体	-	※O					無	¥ 2,000
39	全日本ボウリング協会	中央競技団体	中央競技団体	-	O					4年	¥ -
40	日本網引連盟	中央競技団体	-	-	O	O				無	¥ -
41	日本ゲートボール連合	中央競技団体	-	-		O				無	¥ -
42	日本カーリング協会	中央競技団体 (指導普及委員会)	-	-					※O	無	¥ 3,000
43	日本パワーリフティング協会	中央競技団体	-	-			※O			無	¥ -
44	日本グラウンド・ゴルフ協会									1年	
45	日本トライアスロン連合	中央競技団体	-	-		O		O		無	¥ -
46	日本バドミントン連盟	中央競技団体	-	-			O		※O	無	¥ 2,000
47	日本エアロビック連盟	中央競技団体	中央競技団体	中央競技団体	※O	※O				無	¥ 3,000
48	日本バイアスロン連盟	都道府県競技団体	都道府県競技団体	都道府県競技団体	O					2年	¥ 3,000
49	日本ローラースポーツ連盟	-	-	-				O		4年	¥ 3,000
50	日本ダンススポーツ連盟	中央競技団体	中央競技団体	-	O					無	¥ 3,000
51	日本体育施設協会	中央競技団体	-	-	O	※O	※O			無	¥ -
52	日本プロスキー教師協会	-	-	中央競技団体	※O					無	¥ -
53	日本プロテニス協会	中央競技団体	中央競技団体	中央競技団体			※O			無	¥ -
54	日本プロゴルフ協会	中央競技団体	-	-	O					無	¥ -
55	日本スイミングクラブ協会										
56	日本アメリカンフットボール協会	中央競技団体	-	-		※O				無	¥ 2,000
57	社会スポーツセンター(スクーパ・ダイビング)	中央競技団体	-	-		※O		※O		無	¥ 3,000
58	日本スポーツ栄養学会(スポーツ栄養士)	中央(栄養研究会)	-	-						1年	¥ -
59	JSPOアスレティックトレーナー	JSPO	-	-	O					無	¥ -
60	JSPOアシスタンスマネジャー	JSPO	-	-	O					無	¥ -
61	JSPOクラブマネジャー	JSPO	-	-	O					無	¥ -
62	JSPOジュニアスポーツ指導員	JSPO	-	-	O					無	¥ -
63	JSPOスポーツドクター	JSPO	-	-	O					無	¥ -

※年数制限について:有効期限から起算し、各団体が定める年数制限を超えた場合は、再登録を認めない。

◇復活登録対応一覧(2)

No.	団体名	備考
1	日本陸上競技連盟	レポート課題による審査。
2	日本水泳連盟コーチ	※平成2年(1990年)以降の指導者資格制度改定に伴い登録となった元公認水泳指導者資格(上級コーチ、コーチ、上級教師、教師、上級指導員、指導員、A級、B級、C級)保持者を対象とする。 ※日本水泳連盟ホームページ上の「再登録仮申請書」をFAXにて日本水泳連盟競技力向上コーチ委員会宛に送信すること。 ※申請を許可された者は、レポート課題により審査。審査料の他に、有効期限切れとなっていた期間の研修会費用も徴収する。(例:3年間×6000円=18,000円)
	教師委員会教師	※平成2年(1990年)以降の指導者資格制度改定に伴い登録となった元公認水泳指導者資格(上級コーチ、コーチ、上級教師、教師、上級指導員、指導員、A級、B級、C級)保持者を対象とする。 ※日本水泳連盟ホームページ上の「再登録仮申請書」をFAXにて日本水泳連盟競技力向上コーチ委員会宛に送信すること。 ※申請を許可された者は、日本スイミングクラブ協会による更新研修を経過年度分受講(4年毎に1回)し、本申請をすること。
	地域指導者委員会指導員	※平成2年(1990年)以降の指導者資格制度改定に伴い登録となった元公認水泳指導者資格(上級コーチ、コーチ、上級教師、教師、上級指導員、指導員、A級、B級、C級)保持者を対象とする。 ※日本水泳連盟ホームページ上の「再登録仮申請書」をFAXにて日本水泳連盟地域指導者委員会宛に送信すること。 ※申請を許可された者は、都道府県水泳連盟による更新研修会を最低1回受講し、本申請をすること。
3	全日本スキー連盟	
4	日本テニス協会	都道府県協会の推薦状 ※更新研修もしくは講習会のどちらかを受講
5	日本ボート協会	日本ボート協会が定める講習会(安全対策Ⅰ)の受講後、指定課題のレポート提出。
6	日本ホッケー協会	本人の実績審査並びに論述による審査(今までの活動内容および今後の方針)
7	日本ボクシング連盟	
8	日本バレーボール協会	更新研修の受講もしくはレポート提出のどちらか
9	日本体操協会	更新研修の受講もしくはレポート提出のどちらか
10	日本バスケットボール協会	詳細基準についてはJBAまたは都道府県バスケットボール協会に問い合わせのこと。
11	日本スケート連盟	更新研修受講を確認したのち、委員会で審査
12	日本レスリング協会	※過去の経験および指導実績を勘案して審査する。審査は報告書提出のうち指導者育成委員会で行う。
13	日本セーリング連盟	申請の前年度および当該年度での指導実績の報告をさせると共に、セーリング連盟が指定課題(指定研修、その後に面接→指導姿勢観察)により審査する。
14	日本エアトリフティング協会	全国指導者研修会(日本エアトリフティング協会主催・毎年2月の第一週の土日に行うもの)を受講する
15	日本ハンドボール協会	
16	日本自転車競技連盟	レポートか研修のどちらか。
17	日本ソフトテニス連盟	
18	日本卓球協会	専門科目研修会参加後のレポート課題合格を条件とする。
19	全日本軟式野球連盟	
20	日本相撲連盟	指導実績により審査する。
21	日本馬術連盟	馬術連盟指定の更新研修を受講する
22	日本フッシング協会	
23	全日本柔道連盟	JSPOまたは全柔連が定める研修会を受講する
24	日本ソフトボール協会	※指導者継続もしくは、復帰を条件に審査。審査は再登録申請提出のうち指導者委員長が審査する。
25	日本バドミントン協会	※コーチ、上級コーチのみ研修会の受講と併せてレポート提出を義務付ける
26	全日本弓道連盟	※加盟団体の登録会員であること 登録会員→弓道連盟の会員・段位などの資格とは別で更新が必要なもの
27	日本ライフル射撃協会	
28	全日本剣道連盟	連盟主催の研修のみ。
29	日本近代五種協会	※更新研修会受講後、面談が必要。
30	日本ラグビーフットボール協会	いずれかの審査を受ける
31	日本山岳・スポーツクライミング協会	※更新研修は日本山岳・スポーツクライミング協会主催のもの(3時間)のみとする。
32	日本カヌー連盟	
33	全日本アーチェリー連盟	養成講習会 専門科目の検定試験の受験。
34	全日本空手道連盟	全日本空手道連盟指定の研修受講が必要。
35	日本アイスホッケー連盟	
36	全日本銃剣道連盟	両方の審査を受ける ※研修会は全日本銃剣道連盟主催のもののみとする。
37	日本クレー射撃協会	協会指定の課題レポートの提出
38	全日本なぎなた連盟	左記のいずれかを満たしているもの。①更新研修会の受講 ②称号取得者 ③審査員、審判員の資格ポイントを過去4年内に3ポイント取得者
39	全日本ボウリング協会	所属連盟(都道府県競技団体もしくはプロ協会)代表者からの再登録願い書類の提出および研修会の受講。
40	日本網引連盟	更新研修の受講およびレポート提出のどちらも必要
41	日本ゲートボール連合	
42	日本カーリング協会	※活動を積極的に行っている会員(カーリング協会の登録)であること
43	日本パワーリフティング協会	※専門科目一部受講
44	日本グラウンド・ゴルフ協会	
45	日本トライアスロン連合	レポート課題もしくは指導実習(実技課題)により審査を行う。
46	日本パウンドテニス協会	※指導されていない方は実技も行う
47	日本エアロビック連盟	※原則としてセミナーの受講(病気、妊娠、出産の際は、何らかの証明書の提出およびレポート提出)
48	日本バイアスロン連盟	
49	日本ローラースポーツ連盟	
50	日本ダンススポーツ連盟	JDSFの指導員資格を保持していること
51	日本体育施設協会	※更新研修は受講が必要。なお、指導活動等の実績がない場合レポート・検定試験の対応も検討する。
52	日本プロスター教諭協会	※申請時から遡り過去4年間の間で8単位以上(必ず、4年間で8単位)
53	日本プロテニス協会	※プロテスト参加で技能知識の審査か、プラッシュアップ勉強会のどちらか * 勉強会、テストの参加費は徴収
54	日本プロゴルフ協会	
55	日本スイミングクラブ協会	
56	日本アメリカンフットボール協会	
57	社会スポーツセンター	※通信教育終了後レポート提出、審査。
58	日本スポーツ栄養学会	
59	JSPOアスレティックトレーナー	
60	JSPOアシスタントマネジャー	
61	JSPOクラブマネジャー	
62	JSPOジュニアスポーツ指導員	
63	JSPOスポーツドクター	

文 書 番 号
年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会

事務局長 殿

団体名

事務局長

印

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の復活登録について

標記の件について、資格の復活登録申請をいたしますのでよろしくお取り計
らいいただきますようよろしくお願ひします。

記

1. 申請区分および人数

未更新（有効期限切れ）	名
未登録（新規登録時の未手続）	名
合計	名

* 申請者詳細は別紙申請書のとおり

2. 申請者リストのデータ送付（どちらかに○）

送付済み

月 日に送付予定

その他添付書類

- 申請者本人からの申請書

協同認定資格用

申請日 年 月 日

団体名

代表者名 殿

氏名

印

公益財団法人日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者資格 復活登録申請書 兼 申請要件調査書

標記の件について、下記のとおり資格の再登録申請をいたします。

I. 申請者情報

1. 氏名(ふりがな)	2. 性別	3. 生年月日(西暦)
	男性 女性	年 月 日
4. 住所 〒	5. 電話(携帯電話等)	
6. 申請区分(どちらかに○) 未登録(新規登録時の未手続) / 未更新(有効期限切れ)	7. 資格失効時の有効期限 (未更新の場合)	
8. 登録番号 (未更新の場合)	9. 申請資格 競技名: 資格名:	

II. 復活登録申請理由

復活登録申請をする理由について具体的に記入してください。

III. 今後の指導活動予定

指導対象・活動場所・指導に対する心構え等について具体的に記入してください。(100字以上)

100字												

7. 登録料について

指導者登録をする際には、登録料を納入しなければなりません。登録料は資格有効期間の4年ごとに4年分一括で納入いただきます。

◇登録料の算出方法

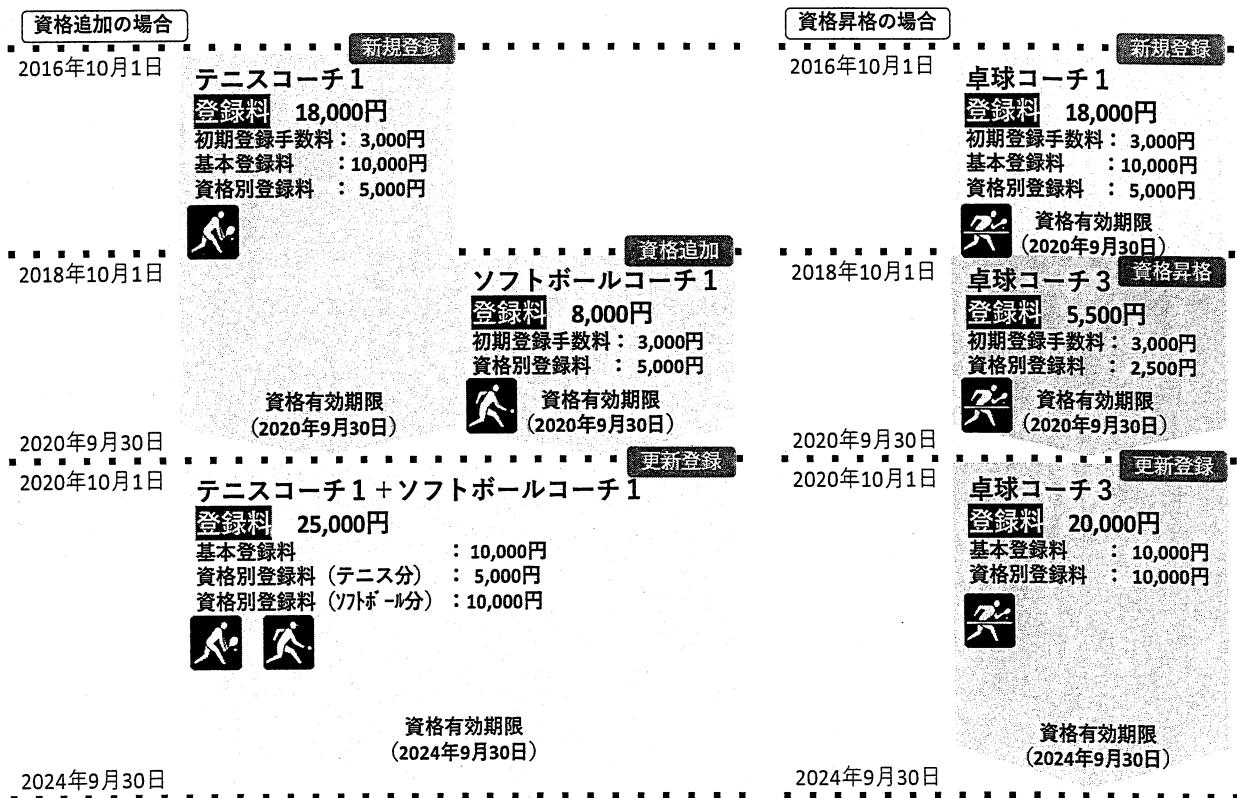
登録料は4年ごとに4年分一括納入する必要があります。

登録料には以下の種類があります。

基本登録料	10,000円／4年間	保有する資格数に関わらず、一律でかかる登録料です。
初期登録手数料	3,000円／1資格	その資格を初めて登録する際にかかる手数料です（2017年10月登録からは資格昇格にも課金されています）。
資格別登録料	資格により異なる	保有する資格ごとの登録料です。

すでに取得している資格の有効期間内に別の資格を取得した場合、新たに取得（追加）した資格の「資格別登録料」を有効期間に応じた期割（4年8期）で納入する必要があります（「基本登録料」は必要ありません）。

◇登録料の考え方（例）



◇登録料の算出例

新規登録の場合

例1) 『スキーコーチ1』資格を新規に登録する場合

→ 基本登録料 10,000 円

+ 資格別登録料（スキーコーチ1）0 円

+ 初期登録手数料（スキーコーチ1）3,000 円 = 13,000 円

例2) 『水泳コーチ3』資格を新規に登録する場合

→ 基本登録料 10,000 円

+ 資格別登録料（水泳コーチ）10,000 円

+ 初期登録手数料（水泳コーチ）3,000 円 = 23,000 円

更新登録の場合

例3) 『ボートコーチ3』資格を更新登録する場合

→ 基本登録料 10,000 円

+ 資格別登録料（ボートコーチ）2,000 円 = 12,000 円

例4) 『水泳コーチ3』資格と『水泳教師』資格と『ジュニアスポーツ指導員』資格を更新登録する場合

→ 基本登録料 10,000 円

+ 資格別登録料（水泳コーチ3）10,000 円

+ 資格別登録料（水泳教師）10,000 円

+ 資格別登録料（ジュニアスポーツ指導員）0 円 = 30,000 円

資格追加と更新登録が別の場合

例5) すでに『山岳コーチ1』資格を登録していて、新たに『ジュニアスポーツ指導員』資格を新規に登録（資格追加）する場合

→ 基本登録料 0 円

+ 資格別登録料（ジュニアスポーツ指導員）0 円

+ 初期登録手数料（ジュニアスポーツ指導員）3,000 円 = 3,000 円

例6) すでに『テニスコーチ1』資格を登録していて3年が経過し、新たに『テニス教師』資格を新規に登録（資格追加）する場合

→ 基本登録料 0 円

+ 資格別登録料（テニス教師）2,500 円【1/4 年分】

+ 初期登録手数料（テニス教師）3,000 円 = 5,500 円

資格追加と更新登録が重なった場合

例7) 『バレーボールコーチ1』資格を更新登録し、なおかつ『ソフトテニスコーチ1』資格を新規に登録（資格追加）する場合

→ 基本登録料 10,000円

+ 資格別登録料（バレーボールコーチ1）0円

+ 資格別登録料（ソフトテニスコーチ1）0円

+ 初期登録手数料（ソフトテニスコーチ1）3,000円 = 13,000円

例8) 『ボウリングコーチ3』資格を更新登録し、なおかつ新たに『ソフトボールコーチ1』資格を新規に登録（資格追加）する場合

→ 基本登録料 10,000円 + 資格別登録料（ボウリングコーチ3）4,000円

+ 資格別登録料（ソフトボールコーチ1）10,000円

+ 初期登録手数料（ソフトボールコーチ1）3,000円 = 27,000円

資格昇格の場合

例9) すでに『バレーボールコーチ1』資格を登録していて3年が経過し、『バレーボールコーチ3』資格を新規に登録（資格昇格）する場合

→ 基本登録料 0円

+ 資格別登録料（バレーボールコーチ3）0円

+ 初期登録手数料（バレーボールコーチ3）3,000円 = 3,000円

例10) すでに『テニスコーチ1』資格を登録していて3年が経過し、新たに『テニスコーチ3』資格を新規に登録（資格昇格）する場合

→ 基本登録料 0円

+ 資格別登録料（テニスコーチ3）1,250円【1/4年分】

+ 初期登録手数料（テニスコーチ3）3,000円 = 4,250円

【資格別登録料の算出方法】

テニスコーチ3の4年分10,000円と支払い済みのテニスコーチ1の4年分5,000円の差額4年分5,000円の1/4年分=1,250円

公認スポーツ指導者登録料(4年分)一覧

2019年4月1日登録から適用

競技(種別)名	基本登録料	資格別登録料		
		コーチ1・2	コーチ3・4	教師・上級教師
陸上競技		4,000円	4,000円	—
水泳	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
サッカー	※	※	※	—
スキー		0円	0円	0円
テニス		5,000円	10,000円	10,000円
ボート		2,000円	2,000円	—
ホッケー		4,000円	4,000円	—
ボクシング		0円	0円	—
バレーボール		0円	0円	—
体操		0円	体操競技 新体操 トランポリン	0円 0円 0円
バスケットボール	※	※	※	—
スケート		0円	0円	10,000円
レスリング		0円	0円	—
セーリング		0円	0円	—
ウェイトリフティング		5,000円	10,000円	—
ハンドボール		0円	0円	—
自転車競技		4,000円	4,000円	—
ソフトテニス		0円	0円	—
卓球		5,000円	10,000円	—
軟式野球		0円	2,000円	—
相撲		2,000円	2,000円	—
馬術		15,000円	15,000円	—
柔道		0円	0円	—
ソフトボール		10,000円	10,000円	—
フェンシング		5,000円	5,000円	—
バドミントン		4,000円	6,000円	—
弓道		0円	0円	—
ライフル射撃		0円	0円	—
剣道		0円	—	—
近代五種		2,000円	2,000円	—
ラグビーフットボール		0円	0円	—
山岳・スポーツクライミング	山岳 スポーツクライミング	2,000円	2,000円	—
カヌー		2,000円	2,000円	—
アーチェリー		0円	0円	—
空手道		5,000円	5,000円	—
アイスホッケー		8,000円	8,000円	—
銃剣道		10,000円	10,000円	—
クレー射撃		4,000円	4,000円	—
なぎなた		10,000円	0円	—
ボウリング		0円	0円	—
ボブスレー・リュージュ・スケルトン		4,000円	4,000円	4,000円
綱引		—	0円	—
ゲートボール		5,000円	—	—
ゴルフ		0円	—	—
カーリング		0円	—	—
パワーリフティング		1,000円	1,000円	—
グラウンド・ゴルフ		6,000円	—	—
トライアスロン		0円	—	—
バウンドテニス		10,000円	—	—
エアロビック		0円	—	—
バイアスロン		10,000円	10,000円	10,000円
ドッジボール		2,000円	2,000円	—
チアリーディング	チアリーディング チアダンス	12,000円	—	—
プロゴルフ		5,000円	5,000円	—
プロテニス		5,000円	5,000円	—
プロスキー		—	—	0円
スクーバ・ダイビング		—	—	0円
ローラースポーツ		—	—	0円
ダンススポーツ		10,000円	—	—
アメリカンフットボール		0円	—	—

資格名	基本登録料	資格別登録料	備考
スポーツドクター	10,000円	30,000円	—
スポーツデンティスト		30,000円	—
アスレティックトレーナー		10,000円	—
スポーツ栄養士		5,000円	資格別登録料は日本栄養士会登録料
フィットネストレーナー		0円	—
スポーツプログラマー		10,000円	資格別登録料は日本体育施設協会登録料
ジュニアスポーツ指導員		0円	—
アシスタントマネジャー		0円	—
クラブマネジャー		10,000円	—
スポーツトレーナー2級、1級		0円	—
その他指導員		0円	—

【注意事項】

- ◎ 登録料は、『基本登録料』+『資格別登録料』の合計額となります。
- ◎ 新規登録の場合、『初期登録手数料』として一律3,000円が資格ごとにプラスされます。
- ◎ 『基本登録料』は1人につき10,000円です。複数の資格を登録する場合でも10,000円となります。
- ◎ 有効期間内に別の資格を追加した場合(同一競技内の昇格含む)は、『初期登録手数料』および『資格別登録料』がかかります。
ただし、資格別登録料は残りの有効期間に応じて按分された金額となります。

※サッカー競技資格の登録は1年ごとに、日本サッカー協会への手続きとなります。

※バスケットボール競技資格の登録は1年ごとに、日本バスケットボール協会への手続きとなります。

8. スポーツ指導者育成事業交付金について

当該年度の4月登録及び10月登録の登録手続き者数に基づき、JSPO 加盟の都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体に対し、年度末に指導者育成事業交付金を交付します。

◇ 基本的考え方

- ・本交付金は各団体における指導者育成事業の充実に役立てていただくために交付しています。
- ・指導者ひとりにつき、1,000円を交付します。
- ・コーチ1・2分の交付金は都道府県体育・スポーツ協会に、コーチ3・4、教師・上級教師分の交付金は中央競技団体に交付します。
- ・複数資格を保有している場合、交付対象は1団体です（交付対象団体はJSPOで定めた基準に基づきます）。